



Osaka Gakuin University Repository

Title	江戸幕府武芸奨励と若年寄 －「武芸掛若年寄」についての考察－ The Role of the Wakadoshiyori in the Martial Arts Promotion Policy Implemented Within the Edo Shogunate － Thoughts on Wakadoshiyori, Who is in Charge of Promoting Martial Arts－
Author(s)	横山 輝樹 (Teruki Yokoyama)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢 (THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 88 : 50-70
Issue Date	2024.3.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

江戸幕府武芸奨励と若年寄 ―「武芸掛若年寄」についての考察―

横 山 輝 樹

はじめに

本論は江戸幕府が幕臣、特に五番方ごばんかた（旗本五番方^{〔1〕}）に課した武芸奨励のなかで、若年寄が果たした役割について考察しようとするものである。過去、筆者は拙著『徳川吉宗の武芸奨励―近世中期の旗本強化策―^{〔2〕}』において、江戸幕府八代將軍徳川吉宗（在職 一七一六―一七四五）が推進した武芸奨励、特に旗本五番方を対象とした武芸奨励の実態解明を試み、一定の成果を得たものと考える。しかし、武芸奨励の中で若年寄が果たした役割についての分析は、不十分であったと言わざるを得ない。

若年寄とは江戸幕府の重職であり、旗本五番方のうち大番以外の四番の番頭（隊長）を支配する。よって、旗本五番方への武芸奨励について記された史料には度々若年寄が登場する。拙著においても若年寄

を取り上げた箇所は多い。しかし、拙著は吉宗の武芸奨励の具体的施策の解明、加えてそうした武芸奨励における旗本五番方の動向の解明を目的としていたため、若年寄への言及はそうした観点からのものに留まり、体系的に論じるには至らなかった。本論は拙著のそうした不足点を補うものであり、さらには従来ほとんど注目されてこなかった若年寄の職務―武芸奨励―を明らかにし、若年寄についての理解を深めることになると考えるものである。

さて、若年寄とはどのような役職であろうか。若年寄とは老中に次ぐ幕府内の重職であり、老中支配以外の諸役人と旗本を支配し、旗本に関する一切の指揮・訴訟、諸職人の拜謁、医師に関すること、常時の普請・造作、京都・大坂・駿府その他、各所の番士ならびに諸役人に関すること、万石以下組はずれのものの御用と訴訟などを受け持つ。定員は三名から五名、このほか將軍世嗣に附属する西丸若年寄や

[一]

大御所附若年寄などがあつた。就任するのは帝鑑間・雁間・菊間詰の譜代大名、石高としては六万石以下の大名である。³⁾

支配する役職は旗本五番方の番頭のうち大番頭(老中支配)を除いた四番頭(書院番頭・小性組頭・新番頭・小十人組頭)、このほか小性・小納戸・中奥・百人組頭・持弓持筒頭・先手頭・徒頭・西丸裏門番頭・納戸頭・火消役人・目付・使番・総弓鉄炮頭・船手頭・二丸留守居・中川番・九千石以下交代無之寄合・膳奉行・小普請奉行・道奉行・書物奉行・儒者・医師・右筆・細工頭・賄頭・台所頭・同朋・黒楯頭・中間頭・小人頭などである。⁴⁾

その前身は、寛永十年(一六三三)、三代將軍徳川家光(在職一六二三~一六五一)が子飼いの家臣である松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛・三浦正次・太田資宗・阿部重次を任じた「六人衆」であり、翌年の老中宛法度・「六人衆」宛法度により老中・「六人衆」それぞれの管掌が定められた。寛永十五年(一六三八)の機構改革(老中制の確立)のなかで事実上消滅するものの、寛文二年(一六六二)に再び設置され、この時から「若年寄」と呼ばれるようになった。⁵⁾

以上が若年寄に関する概略的な説明となるが、前述の通り、若年寄は武芸奨励との関わりが極めて深い。大番以外の旗本五番方の番頭のほか、徒組や百人組、持弓・持筒組、先手組など御家人で編制された軍事部隊を率いる物頭も若年寄の支配下にあることから、当然といえは当然である。ただし、本論で分析の中心となる吉宗期においては、特定の若年寄が武芸奨励の指示をするという現象がみられる。より厳

密に言えば、狩猟専管の若年寄が設置され、その延長として、武芸関係の指示をも担当している。月番の若年寄(若年寄は老中などと同様に一ヶ月交替で業務を担当する)が順繰りに担当するというかたちではないのである。元禄十一年(一六九八)に勝手掛(方)若年寄、すなわち財政専管の若年寄が新設され、吉宗期にも勝手掛若年寄が設置されているが、これに倣えば、狩猟を含めた武芸を専管する「武芸掛若年寄」とでも呼ぶべき若年寄が吉宗期に設置されたということになる。⁶⁾

本論では、「武芸掛若年寄」を論じる上で前提となる論点を整理した上で(第一章)、「武芸掛若年寄」として活躍した大久保常春の事例(第二章)、更に常春以後の「武芸掛若年寄」の事例(第三章)を検討し、武芸見分からみた若年寄と番頭との分掌を取り上げる(第四章)。なお、本論で取り上げる翻刻史料に付された読点・中黒・傍注などは全て筆者によるものである。旧字体については原則として全て新字体に改めている。また、合字「𠄎」(より)は残している。また、助詞の「而」(て)、「二」(に)、「茂」(も)、「者」(は)、「江」(え)はポイントを下げ、右寄せをした上で表記通りとした。

第一章 議論の前提

本論では「武芸掛若年寄」の動向について検討するが、それに先立ち、説明・確認しておくべき三点がある。

① 主たる分析対象とする史料について

本論において主たる分析対象とする史料は「御小姓組方例書私録」(以下「私録」)である。同史料は国立公文書館に所蔵されている古記録であり(内閣文庫)、正徳六年(一七一六)から安永三年(一七七四)における小姓組に関する各種法令・通達、同組の運営・職務に関する番頭の申し合わせなどを内容別に収録・分類したものである。⁹⁾「私録」の記事には若年寄が登場することが多々見られるが、大抵の場合、若年寄の氏名も記載されている。すなわち「武芸掛若年寄」の動向の把握に絶好の史料であるといえる。

② 吉宗期以前の「武芸掛若年寄」の存在について

吉宗期以前の江戸幕府に「武芸掛若年寄」はいなかったのか。吉宗期以前の武芸奨励に関係する法令などは各種記録類で散見するものの、条文のみが記録されていることが多く、どの役職(老中なのか、若年寄なのか)の者が発したのか、また具体的に誰が発したものであるのかが不明であることが多い。よって、法令の面から「武芸掛若年寄」の存在を論じるには事例が不足している。ただし、若年寄による武芸見分については『徳川実紀』の記述から「武芸掛若年寄」の存在を思わせる傾向が見出せる(表1)。すなわち、綱吉期、たとえば元禄十六年(一七〇三)、宝永二年(一七〇五)に実施された番士(五番方の番士)を対象とした弓馬見分では、見分をした若年寄と月番若年寄が悉く一致しないのである。ただし、吉宗期の場合は単純に月番老中との不一致が見出せるのみならず、特定の若年寄に事例が集中し

ている。また家宣期の場合、たとえば宝永六、八年の番士を対象とした弓馬見分は見分をした若年寄と月番若年寄が一致しているが、先手組(先手弓組、御家人の弓部隊)を対象とした同七年の弓術見分は見分をした若年寄と月番若年寄がいずれも一致していないという偏りがある。吉宗期以前にも「武芸掛若年寄」の存在については、現時点では否定も肯定もできないというのが実際のところである。今後の課題としたい。

③ 「武芸掛老中」はあり得るのか

老中は軍事部隊である大番を率いる大番頭を支配しているわけであるから、「武芸掛若年寄」と同様の「武芸掛老中」が設置された可能性はあるといえる。しかし、史料的制約により証明は難しい。若年寄の場合は「私録」があるものの、大番内の詳細な動向が分かる史料が手許に無いため、分析を進めることが出来ないのである。¹⁾よって本論では「武芸掛老中」が存在する可能性を言及するに留めておきたい。

第二章 若年寄大久保常春の活躍

若年寄大久保常春(つねはる)(佐渡守)は延宝三年(一六七五)、譜代大名大久保忠高(近江国六郡などで一万石)の子として生まれた。元禄十二年(一六九九)家督相続、正徳元年(一七一)側衆、同三年若年寄就任。享保元年(一七一六)七月に鷹狩再興の準備を命じられ、以後「武芸掛若年寄」として吉宗の武芸奨励を支える。この功績により数

[三]

度の加増を受け、同三年に一万五千石、同十年に二万石を領する（下野国烏山藩主）。更に同十三年五月には老中に昇進、同時に一万石加増、合わせて三万石を領するに至るが、同年九月に病死。享年五十四。¹²吉宗期の前半において武芸奨励に関する施策を支えた重要人物であった。以下、本章では「私録」の記述をもとに大久保常春の動向を明らかにしたい。

表2は「私録」の記事から、武芸・狩猟に関する若年寄から小性組番頭への指示、あるいは小性組番頭から若年寄に対する伺（と若年寄からの回答）を抽出したものである。¹³これらの記事には一部の例外を除きほとんど全てに若年寄の氏名が記載されている（表2「記事中の若年寄」の列）。表2に所収した記事は一〇五点、このうち、五十九点の記事に常春の名が確認できる。その内訳は、常春が月番であった記事は二十点、月番でなかった記事は三十九点である。常春は享保十三年（一七二八）に老中に昇進するまでの間、月番とは無関係に、両番頭（両番の番頭、すなわち書院番頭と小性組番頭）への武芸・狩猟に関する指示や回答をほぼ一人で担当していたこととなる。

それでは、具体的に常春はどのような働きを見せたのか。以下、三点に分けて論じてみよう。

① 狩猟関係¹⁴

吉宗は將軍・大御所であった期間（一七一六〜一七五二）に数百回の狩猟をしているが、その初発は享保二年（一七一七）五月十一日の鷹狩である。前年七月に鷹狩再興の準備を命じられた常春は、同日の

鷹狩以前に動いている。たとえば同日の鷹狩において勢子（山野に潜む獲物を追い出す役目。自ら獲物を獲る場合もある）の主役となった徒組（下級幕臣である御家人で編制された槍部隊）に対しては、同二年二月、鷹狩を務めた経験のある者が徒組内にいるかどうかを確認している。¹⁵両番頭に対しては同年五月、鷹狩供奉に関する指示を数度にわたり発している（表2、No.2・3・4・5）。月番森川俊胤が指示を出した記事も一点あるが、ほぼ常春が指示を出しているということになる。同月十一日の鷹狩は吉宗にとって満足のいく結果であった模様であり、二日後の十三日、常春は吉宗から褒賞され、更には今後吉宗が鷹狩に赴く際には常に供奉するようにも命じられている。¹⁶

この後、常春から両番頭に対しては、供奉に関する指示や鷹場への道中などで火事が発生した場合の警固方法などについての指示が続くが、両番士（両番の番士、すなわち書院番士と小性組番士）が勢子の主役となり、特に騎馬勢子（騎乗して獲物を追い、仕留める勢子）を勤めるようになると、これに関係した指示も出されるようになる。たとえば「私録」内「弓馬并水稽古之部」享保七年九月四日の記事（表2、No.32）は以下の通りである。

一、騎馬勢子稽古於 吹上有之三付、大久保佐渡守殿、一昨二日

御渡被成候御書付、明後四日、吹上 上覽所前江、何も四ツ

時ニ可被相揃、尤常之通り可被付上下ニて可被相越候、騎馬

相勤候馬為牽可被申候、吹上奉行江可被談候、雨天ニ候ハ、

延引之筈ニ候、

右之通可被相達候、

右によれば、常春は番頭に対し、同月二日に騎馬勢子の稽古に関する書付を渡した。書付には騎馬勢子の稽古を行う日程（同月四日）や場所（吹上御殿の上覧所）に加え、番士の装束などについての指示が記され、この旨をそれぞれの組の番士に申し達すようにと命じている。また、同書「遠 御成之部」同八年三月十六日の条（表2、No.34）は猪狩の勢子に関する常春の指示を記している。

一、大久保佐渡守殿口上（常春若）にて両番頭詰番江被仰聞候者、御猪狩之節、番頭中御供望之もの、大勢ハ不相成候、三四人罷出可申候、尤御番差合不申候様ニ可致候、右罷出候（性）名并組々々も若キ面々望之分者勝手次第可罷出候、尤右名寄も可書出旨被仰聞候事、

右は猪狩に扈従したい番頭・番士を募り、その氏名を報告せよとの指示である。「有徳院殿御実紀」や「柳営日記」によると、同年同月二十二日、吉宗は初めて猪狩を実施している。常春の指示はそれに先だつてのものであると考えられる。鳥を獲物とする狩猟に比して、猛獣である猪を獲物とする狩猟であるから、危険性が高い。わざわざ希望者を募ったのはそのあたりが理由であろう。

② 武芸関係

「私録」には両番頭による番士の弓術・馬術見分の指示、また見分の成果報告を受けるといった記事が多い。管見、常春が武芸関係に携わるように命じられたことを明示する史料は見当たらない。しかし、

弓術・馬術が狩猟に関係が深いとするならば、狩猟専管の常春が弓馬見分に関わることは不自然ではない。

弓術については③にて取り上げる通り、吉宗期においては両番士一、二名が弓矢を持参して狩猟に供奉し、現地にて鳥を射止めるという「御供弓」の制度があった。¹⁸鳥を弓で射るといのは高度な技術を必要とする。よって、常春としては番士それぞれの弓術の技量がどれほどのものであるのか把握しておく必要があるし、またその技量向上を促すべく、番頭に対して弓術見分実施の指示を出すことになる。

馬術については、騎馬勢子を務めるのは主に両番士であることから、常春は番士の馬術の技量を把握しておく必要がある、さらには技術向上のために番頭に馬術見分の実施を命じることになる。本論「はじめに」にて「狩猟専管の若年寄が設置され、その延長として、武芸関係の指示をも担当している。」としたのは以上の理由によるものである。

さて、弓術・馬術見分についての常春の関与は享保二年（一七一七）に始まる。吉宗が將軍になる直前の正徳六年二月二十九日には若年寄鳥居忠英から両番頭に対し、弓馬見分を促す指示が出ている（表2、No.1）。そこでは近年弓馬見分が実施されていない状態が指摘されている。¹⁹常春の指示はそうした状態を鑑みてのことであろうが、享保二年七月九日、常春は小性組番頭に対して弓馬見分の実施状況を確認している（表2、No.7）。記事の文面は以下の通りであるが、恐らく書院番頭へも同様の確認をしているものと考えられる。

一、大久保佐渡守殿番頭江御渡被成候御書付

見出し 御小性組番頭江

最前相達候御番衆弓馬之義、今年茂見分相濟候也、残候も有之、秋中見分吟味も有之哉、書付明朝可被差出候、

七月九日

一、右三付、翌十日両番頭詰番より、佐渡守殿江進達書付、御番衆弓馬、当春見分可仕候処、火事繁く、其上居宅類焼仕候者共大勢御坐候付、当春者見分不仕候、秋中見分可仕旨、此間申合候、以上、

七月十日

御小性組方

右によると七月九日に常春が小性組番頭に同年分の弓馬見分が終わったのかどうかを報告せよと指示をし、翌日、小性組番頭から事情(「火事繁く、其上居宅類焼仕候者共大勢御坐候付」)により未だ弓馬見分は実施しておらず、秋になったら実施すると答えている。拙著にて取り上げた通り、吉宗が將軍になる以前、弓馬見分の実施を求める幕閣からの指示を番頭が無視するという状況が度々発生していること²¹⁾から、火事云々により弓馬見分が実施できないというのは今ひとつ信用出来ないのであるが、吉宗が上覧を繰り返すなかで番頭による弓馬見分は確実に実施されるようになり、その成果(番士の成績)は常春に報告されている。表2 No.18・44・53・61・62・64・67・68がこれに該当しよう。

③御供弓関係

「御供弓」とは將軍の狩獵、特に鷹狩に扈從する両番士が持参した弓矢を使い鳥を射るといふものであり、吉宗期に始まった。「御供弓」の定義は史料によって若干の差異があるが、両番士が「御供弓」の主役であったことは間違いない。よって「私録」には常春が両番頭の面々に御供弓に関する指示を出したという記事が多数見られるのである。註22に記した通り、「御供弓」の初発は享保六年(一七二一)であるが、それ以前より、幕府鳥を射止める力量を持つ番士の把握に乗り出している。

一、大久保長門守殿、両番頭詰番江御渡被成候御書付

御堀とり田安御鷹野などにおゐておだやか成鳥を、冬に至り、御番衆之内中り能達者ニ弓射候者へ、為御射可被遊候間、両御番惣人数打込にて、三四人頭々寄合遂吟味可書出候、²²⁾

右は同四年(一七一九)九月六日、月番若年寄である大久保教寛が両番頭に対して、城の堀に飛来する鳥を番士に射させるため、弓術に秀でた番士を選別して報告せよとの指示を出したという記事である(表2 No.17)。常春ではなく月番若年寄というのが気になるところであるが、詳細は不明である。

「御供弓」に関する常春の記事は表2のNo.27、同六年十二月二十八日の記事である。少し長くなるが全文を引用しておく。

一、大久保佐渡守殿、両番頭詰番江被仰聞候者、向後御鷹野御

成之節、兩御番より弓射之者、兼而書上置候もの、内より打込仕、兩御番無差別忝人、御供之組ニ付差出可申候、御成之度々被仰渡間敷候間、毎度右之通相心得可差出候、右之趣、御目付江も被仰渡、弓持之者も兼而申付置候やうにと被仰渡候、依之兼而書上置候分にて者、代り入可申也、此度吟味仕、人数相増、此上書出し可申候哉と伺候処、尤思召之旨被 仰聞候、

一、御同人被仰聞候者、 御鷹野にて弓相勤之者、痛等可成ほと者押申候而可相勤候、若押候ても難勤もの者断承届候上可申上候、鳥類射留候一通りにも無之、被 召連候義者景氣にも罷成候故、右御用之筋明キ不申やう可心得旨、被仰聞候之事、右は「御供弓」の制度化についての常春と番頭とのやりとりである。内容については以下の通りである。

A、常春から番頭の面々への指示
今後上様が鷹狩に赴く際、前々から書き上げておいた番士の中から弓矢を持参する両番士を一名選出し、供奉を担当する組に同行させるように。今回に限らず今後はこの通りに心得よ。このことは目付（旗本の監察役。若年寄からの指示を番頭に伝えることもあった）にも伝えてある。「御供弓」を務める番士にも申し付けておくように。

B、番頭からの伺
以前に報告した分では不十分かもしれないので、再度弓術見分

を実施して、候補者を増やし、改めて報告すべきであろうか。

C、常春からの回答
それはもつともなことである。その通りにせよ。

D、常春から更なる指示

「御供弓」に選出された番士は多少の体調不良があってもなるべく休まないように。鳥を射止めるのは高度な技術であるからすぐに代理を立てるのは難しい。さりとて「御供弓」供奉は上様の鷹狩行列の威勢に影響する（ので必要である）。よって、欠員が出ないように（急遽代理人を立てることが可能なように）番頭の面々は予め準備を整えておくように。

多少の意識を盛り込んでいるが、常春と番頭とのやりとりは右の通りである。注目すべき点は、Aの「前々から書き上げておいた番士の中から弓矢を持参する両番士を一名選出し、供奉を担当する組に同行させるように。」（「兩御番より弓射之者、兼而書上置候もの、内より打込仕、兩御番無差別忝人、御供之組ニ付差出可申候、」の部分である。「兼而書上置」は弓術堪能の番士の氏名報告を意味すると考えられるが、同四年に若年寄大久保教寛に寄せられた報告と同一かどうかは分からない。しかし、常春の手許に番士の技量に関する何らかの情報があることは確実である。当初は前々からの報告に基づいて「御供弓」の指名があるはずであったが、番頭からの申し出により新たな武芸見分・報告があり、それに基づいて常春が「御供弓」を務める番士を指名することになったというのが右の記事の流れであろう。

なお、「誰が指名するのか」については史料上は曖昧であるが、番頭が指名するのであれば、常春に改めて報告するのは無意味となる。

指名は常春によるものと思われる(常春から吉宗に報告が上がり、それに基づいて吉宗が指名し、これを常春が番頭に伝えるということも考えられるが)。いずれにせよ、①の勢子や②の武芸見分と同様に、「御供弓」についても常春が大きく関与していることは明らかである。

また、前述の通り、鳥を射止めるという高度な技術が必要とする「御供弓」は候補者の確保が非常に重要となる。特に遠的(遠距離の弓射)の技術は必須となる。「御供弓」の制度化の後、通常の弓術見分(大の見分)とは別に遠の見分が実施されるようになった。当然、常春は関与する。たとえば享保十年(一七二五)五月、常春は番頭に遠の見分の実施とその成果報告を指示し、同月十日にその報告に基づいて「御供弓」を務める番士の指名をしているのである。

第三章 大久保常春以後の「武芸掛若年寄」

若年寄大久保常春は享保初年龄段から吉宗の武芸奨励を支え続けた人物であるが、同人は享保十三年(一七二八)に老中に昇進する(同年死去)。それでは「武芸掛若年寄」の後任は誰になったのか。常春をはじめとして「私録」には若年寄が度々登場するが、そうした若年寄の経歴を「寛政重修諸家譜」で確認したところ、水野忠定、板倉勝清、水野忠見の順で「武芸掛若年寄」を担当したと思われる(表3)。

①水野忠定(附、西丸若年寄松平乗賢、小出英貞)

水野忠定は享保十三年五月十二日に「御鷹之事」を命じられた。常春が老中に昇進したのが同月七日であるから、まさしく「武芸掛若年寄」の後任といえる。事実、同十五年には両番士のうちで水泳や水馬(騎乗して川や海を渡る馬術の一種)の稽古希望者の調査・報告の指示を番頭に出すなど(表2 No.75)、月番ではない月に武芸奨励に關した動きを見せている。

同二十年から延享二年(一七四五)九月一日まで西丸勤めとなるが、元文二年(一七三七)正月二十五日に世嗣家重(後の九代將軍)による弓術上覧(表2 No.89)、同五年閏七月十四日、同年八月六日に家重の鷹狩に關する指示を出している。この三点の記事のうち、二点は忠定が月番でなかった月の記事である。本丸同様に西丸における武芸奨励を担当したのである。

忠定がいつまで「武芸掛若年寄」を務めていたのかは不明であるが、忠定が本丸に復した直後の延享二年九月二十七日、板倉勝清が忠定と交代で鷹狩の供奉を命じられている(後述)。このことから、本丸に復したのちも忠定は「武芸掛若年寄」としての役割を担っていたと思われる。ただし、「私録」を通覧するに、吉宗の引退後(同年九月)、狩猟や武芸に關する記事が大幅に減少する。よって、本丸復帰後の忠定が「武芸掛若年寄」としてどう働いたのかは不明である。

なお、西丸における武芸奨励については、忠定以前に松平乗賢の記事が1点(表2 No.59)、小出英貞の記事が3点見られる(表2 No.85・

87・88) が、いずれも西丸若年寄の月番が不明な時期ではあるものの、乗賢は「惇信院殿西城に移らせ仕ひしよりこのかた、乗賢一人執事として鷹狩にいでさせ仕ふ折々も、陪従せし事」について享保十四年十二月二十五日に褒賞されている(「寛政重修諸家譜」)。「私録」の記事は少ないものの、西丸における武芸奨励に関係の深い西丸若年寄であった可能性がある。

②板倉勝清

板倉勝清は延享元年十月二日に「御鷹の事」を命じられている²⁶⁾。翌年九月二十七日には「御狩の御供は水野壱岐守忠定と、かはるくこれをつとめ、有徳院殿御鷹の事をもうけたまはるべきむね仰下さる」、すなわち本丸勤めに戻った水野忠定とともに「武芸掛」を担当するように命じられ、同月に將軍職を退いた大御所吉宗の鷹狩について担当するように命じられている。ただし、それ以後、勝清が関与したと思われる武芸奨励の記事は「私録」に無い。①の水野忠定と同様に、勝清が「武芸掛若年寄」としてどれほど働いたのかは不明である。

③水野忠見

水野忠見は①で取り上げた水野忠定の嫡子であり、宝暦八年(一七五八)に西丸若年寄に任じられた後、同十年に本丸附となり、明和四年(一七六七)十月に「御鷹の事」を命じられた(「寛政重修諸家譜」)。残念ながら「私録」には、同年十二月二十一日に普請奉行長田元輔から弓術稽古場の変更について連絡があった旨の記事を最後に、狩猟や武芸に関する記事が見られなくなる。よって、「武芸掛若年寄」

としての水野忠見の働きは「私録」では確認できない。

①から③までで大久保常春以後の「武芸掛若年寄」について考察を進めた。「私録」の記事を前提に言うならば、水野忠定、特に延享二年に本丸に復すまでの水野忠定は常春の後任として「武芸掛若年寄」の任を担っていたことは確実であろう。ただし、前述の通り、「私録」の狩猟や武芸に関する記事が延享二年以後減ってしまうことから、板倉勝清や水野忠見の「武芸掛若年寄」の働きがどれほどのものであったのか、「私録」で探ることは困難である。別の史料を活用する必要があるが、それは今後の課題としたい。

なお、表2からは省いているが、延享二年以後、狩猟や武芸に関する「私録」の記事には、目付が度々登場するようになる。しかも月番ではない目付が登場する事例が目立つ。家重以降、目付が武芸奨励に関与する割合が増した可能性があるが、本論では指摘に留めておく。

第四章 武芸見分にみる若年寄と両番頭との分掌

前章までで、吉宗期における両番への武芸奨励の指示は、一部の例外はあるものの、特定の若年寄、すなわち「武芸掛若年寄」が担当したということを明らかにした。

ただし、無制限に「武芸掛若年寄」が武芸奨励の指示を取っていたわけではないということも確認しておきたい。たとえば若年寄の支配

下のない大番頭を含む指示については老中が加わっている(表2 No. 23・24)。幕府の職制を超越して「武芸掛若年寄」が武芸奨励を担当したということではないのである。

さらに、若年寄による武芸見分について論及しておく必要がある。これまでの分析により、両番頭による両番士を対象とした武芸見分について、「武芸掛若年寄」が様々な指示を与えてきたということは明らかであるが、若年寄自身による武芸見分はどのようなものであったのか。吉宗期においてそれはどの程度実施されたのか。

管見によるとそれは皆無である。吉宗期において番士の弓馬の力量を直接確認・評価するのは吉宗と番頭であり(吉宗による武芸上覧、番頭による武芸見分)、若年寄は番頭から提出される報告書を通じての確認・評価に限定されていたのである。

同様の傾向は享保九年(一七二四)に始まった惣領番入制度²⁷においても見出せる。同制度は五番方に属する旗本や一定以上の役職にある旗本の惣領(跡取り息子)を対象とする登用制度である。この制度を通じて、学問や武芸に秀でた惣領は、彼が家を継ぎ旗本家の当主になる前に五番方の番士として召し出された。文武に秀でた惣領の選別は試験(吟味)によってなされたのであるが、五番方番士の惣領を対象とする武芸吟味は番頭の屋敷で実施され、布衣以上の役職にある旗本の惣領を対象とする武芸吟味は若年寄の屋敷、具体的には松平乗賢・大久保常春の屋敷で実施された²⁸。番士(あるいは番士関係者)の力量を確認するのは若年寄ではなく番頭であるという姿勢が露骨に示され

ている。

これは非常に奇妙なことである。第一章^②で取り上げた通り、五代將軍綱吉、六代將軍家宣の頃は若年寄が両番その他の軍事部隊に対して武芸見分を実施している。今村嘉雄氏によれば、綱吉期には若年寄による弓術見分が三十五回以上、同じく馬術見分は四十一回以上実施された。家宣や家継(七代將軍)の頃も同様に若年寄の見分が実施されている。つまり幕府において、若年寄による武芸見分は吉宗が將軍になる以前にはくり返し実施されていたことになる。決して新奇で突飛な施策ではないのである。

無論、拙著で確認した通り、若年寄による武芸見分のみでは番頭による武芸見分の実施を促すには至らなかったわけではあるが、若年寄の武芸見分が無意味であるとは言い切れまい。武芸上覧と併用するという活用方法も当然考えられる話ではないか。

吉宗が將軍になる以前は、番頭に対する武芸見分実施の命令は得てして等閑視される傾向にあった。これを是正する方策を打ち出したのが吉宗であり、吉宗は武芸上覧を繰り返すことで番頭による武芸見分の確実な実施を実現させた²⁹。すなわち、前代から持ち越された問題は武芸上覧のくり返しによって解決したのであり、わざわざ若年寄が武芸見分を実施するには及ばないと吉宗は考えたのか。しかしそのような、いささか消極的な姿勢は武芸奨励に熱心に取り組んだ吉宗の有り様とはどうにも矛盾してしまう。

この疑問に対する解答を示すことは現時点では難しいものの、ひと

つの推論としては、若年寄と番頭との分掌である。冒頭で述べた通り、若年寄の前身は寛永十年（一六三三）に設置された「六人衆」である。「六人衆」は同十五年の機構改革の中で事実上消滅するもの、寛文二年（一六六二）に再設置され、この時から「若年寄」と呼ばれるようになった。ここで注目したいのが、寛永十年に「六人衆」となった六名は小性組番頭を兼帯するかたちで「六人衆」になったという点であり、さらに同十二年、初期の「六人衆」のうち、松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛が老中となり小性組番頭を赦免された後、後任の小性組番頭となった土井利隆・酒井忠朝・朽木植綱が新たに「六人衆」に加わった。すなわち、元々「六人衆」若年寄と小性組は後の職制上の関係以上に来歴として関係が深いのである。両番士の上役は番頭であり、若年寄は上役の上役であるにも関わらず、吉宗期以前に若年寄による両番士を対象とする武芸吟味が実施されたのは、そうした来歴によることも影響したのではないか。そのような若年寄と両番との曖昧さが吉宗期に解消され、若年寄はあくまで番頭に指示を出すことに留め、その指示に則り番頭は番士を指揮するようになった。敢えてそうせねばならなかった要因については今後の検討課題としたいが（むしろ曖昧さを残す若年寄による番士を対象とした武芸見分を残す方がより強力な奨励となったと考えられるからである）、吉宗期における種々の改革、たとえば財政・経済政策における制度改革など、他の方面との比較が必要となるかもしれない。

むすびに

以上、いまだ不明な点を残しつつもこれまでほぼ注目されていなかった若年寄と武芸奨励との関係について論じてきた。若年寄は両番頭を支配する関係上、両番士に武芸を稽古させよという両番頭への指示は若年寄から発せられる。このことは職制上から見れば当然の話のように思えるが、吉宗期に武芸奨励専管の若年寄が存在したことを明らかにしたことはひとつの成果であろう。一方で、「武芸掛若年寄」の権能が番頭への指示というところに留まり、番士に直接影響を及ぼすような働き（具体的には武芸吟味）は意図的に制限されたという理由の解明は、「武芸掛若年寄」に関する考察を深めるにあたりかなり重要な論点となる。

今後の課題についてはこれまでの文中にも挙げているが、このほか今回の研究成果が他の番方、すなわち大番や新番、小十人組と若年寄との間でも成り立つかという問題が挙げられる。本論は小性組の記録である「私録」を中心に分析を進めた。「私録」では小性組と同時に書院番の動向もかなり記載されていることから、書院番を含めて両番と若年寄との関係は或る程度明らかに出来たといえる。しかし大番・新番・小十人組に関する記述はほとんど無い。特に大番の場合、大番頭を支配するのが老中である以上、他の四番とは趣が異なる可能性がある。本文中でも言及したことであるが、「武芸掛老中」と呼べるような老中が設置されていたのかなどを含め、分析が必要である。ま

た、吉宗期の後に積極的な武芸奨励が実施されたのは寛政期である。寛政期の武芸奨励は吉宗期のそれをより広範に及ぼした奨励という評価が可能であるが（たとえば吉宗期にみられる特定武芸に対する偏重の是正）、そうした武芸奨励の中にあつて、若年寄はどのような位置を占めたのか。こうした課題については、前段で挙げた論点と併せて今後分析を進める所存である。

(1) 上級幕臣である旗本で構成された五種（書院番・小性組・大番・新番・小十人組）の軍事部隊の総称。本論で重点的に取り上げる小性組は書院番とともに「両番」と呼ばれ、他の三番と比べ格式が高かつた。時期により増減はあるものの、五番方はそれぞれ複数の組で構成されている（大番の場合は寛永十一年以降は十二組で固定）。両番には一組ごとに番頭一名（若年寄支配、諸大夫）、組頭一名（若年寄支配、布衣）、番士定員五十名（番頭支配、御目見以上）が置かれた。書院番は慶長十年（一六〇五）、小性組は同十一年に設置されたというのが通説であるが、同十年に後の両番となる秀忠の親衛隊が編制され、元和八年（一六二二）に二種（書院番・小性組）に分かれたという説もある（小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』第一部第一章、吉川弘文館、二〇〇一年）。いずれにせよ近世初期に設立された両番はその後將軍の親衛隊として幕末まで存続した。なお、近世初期・前期の両番や大番に関する研究書・論文には、右の小池氏の著書の他、根岸茂夫『近世武家社会の形成と構造』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、福留真紀『近世前期小姓組番支配の一考察―支配方と番の自主運営―』（『お茶の水史学』四十五号、二〇〇一）などが挙げられる。また、横山則孝『近世中期大番筋旗本覚書』（八千代出版、二〇一一年）には近世中期の大番や新番、小十人組の編制に関する論考などが所収され

ている。この他、大番頭に焦点を当てた論文に矢部家崇「江戸幕府大番頭の人的構成と格式」（『論集きんせい』第四十一号、二〇二〇年）がある。

(2) 思文閣出版社、二〇一七年。

(3) 『国史大辞典』「若年寄」の項。

(4) 同右。

(5) 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』第一篇第一～四章（校倉書房、一九九〇）、同『江戸時代の官僚制』Ⅱ・Ⅲ章（青木書店、一九九九）。

(6) 以後、月番については全て『江戸幕府諸役人御用番名鑑』（稗風舎、二〇一四）による。

(7) 吉宗期（享保期）の勝手掛老中については大友一雄「享保改革期における財政機構の特質―勝手掛若年寄と勘定所を中心に」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五十五年度、徳川黎明会、一九八一）。

(8) 「武芸掛若年寄」という呼称は筆者による造語である。「武芸掛若年寄」に任じられたのは大久保佐渡守常春が初発である。常春は享保元年（一七一六）七月二十二日、吉宗から鷹狩の復興に関する業務を命じられた。「有徳院殿御実紀」同日の条に「少老大久保佐渡守常春鷹のこと奉はり。かつ鷹坊の吏を選挙すべしと命ぜらる。」とあり、「寛政重修諸家譜」に「（享保）二年五月十三日去歳より御鷹のことをうけたまはりしにより、時服六領をたまふ。」などある通りであるが、これらの記述を尊重する場合、「御鷹掛若年寄」などと呼称するものが正しいかもしれない。しかし後段で取り上げる通り、常春は鷹狩以外の狩猟のほか、弓術や馬術といった武芸についても深く関わっている。よって、「御鷹掛若年寄」という呼称は常春の働きを矮小化してしまうおそれがある。今後の史料発掘でより適切な呼称を見出すまでは「武芸掛若年寄」と呼称することにした。

(9) 「私録」の解題については拙稿「御小姓組方例書私録」（一）一十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説」（『大阪学院大学人文

自然論叢」八十七号、二〇二二を参照のこと。現在、筆者は「私録」の全文翻刻に取り組んでおり、複数回に分割してこれを公開する予定である（本註冒頭に挙げた拙稿はその第一段である）。

(10) 「私録」によれば正徳六年（一七一六）二月二十九日、若年寄鳥居忠英が書院番頭・小性組番頭に対して番頭による弓術・馬術見分実施に関する訓戒・指示を出したとある（表2、No.1）。この月の月番若年寄は大久保教寛であるから一致しない。よって、この事例は「武芸掛若年寄」が吉宗期以前から存在した証拠のひとつといえる。

(11) 宝永四年（一七〇七）三月十九日、老中井上正峯が五番方の番頭と腰物奉行に向けて組下の者たちに弓馬を励行するように命じた事例があるが（「大成令」一、国立公文書館所蔵）、井上正峯はこの月の月番老中である。また、「私録」には享保五年（一七二〇）五月、馬術稽古・馬術見分についての指示を老中井上正峯が若年寄大久保常春とともに書院番頭・小性組番頭・大番頭・新番頭・納戸頭に下している（表2 No.23・24）。この月の月番老中は水野忠之であるから一致していない。ただし水野忠之は勝手掛老中であることを勘案する必要がある。一方、「教令類纂」二集七十三 武術之部（「内閣文庫史籍叢刊」第二十六卷、汲古書院、一九八三）、「柳宮日次記」正徳六年二月二十九日の条によると、老中井上正峯が大番頭による弓術・馬術見分実施に関する訓戒・指示を出したとある。この月の月番老中は久世重之であるから一致しない。よって、この事例は「武芸掛老中」の存在を示唆するものといえる。このような事例を数多く集める必要がある。なお、同記事は「私録」（表2、No.1）にもあるが、若年寄が書院番頭・小性組番頭に言及したことが記されている。

(12) 「寛政重修諸家譜」、「有徳院殿御実紀」享保元年七月二十二日の条。小性組番頭への指示は多くの場合、同時に書院番頭にも向けられている。煩雑さを避けるため表2の「内容」からは省いているが、指示については「両番頭に対して」という語句が冒頭に伴うことが多い。

(14) 吉宗の狩獵、特に勢子に着目した分析については拙著第四・五章を

参照のこと。

(15) 「御徒方万年記」（「内閣文庫所蔵史籍叢刊」第六十九卷、汲古書院、一九八七）。

(16) 「有徳院殿御実紀」同日の条（「徳川実紀」第八卷）。

少老大久保佐渡守常春去年より鷹鶴の事つかさどりしが。こたびはじめて放鷹の御遊ありしをもて。時服三襲たまはり褒せらる。且この後御鷹狩には常供奉たるべしと命ぜらる。【後略】

(17) 拙著第三章。

(18) 拙著付論。

(19) 「私録」内「弓馬并水稽古之事」

一、鳥居伊賀守殿、御書院方伊澤播磨守・御小性組方鈴木能登守詰番ニ付、御渡被成候御書付、

御番衆弓馬之義 前御代被 仰出候通、愈精出心掛候様可仕候、組中不精ニも有之様相聞候、古来者番頭中遂見分、吟味有之候処、近來者頭中見分無之旨ニ候、向後ハ前々之通、弓者頭々宅、乗馬者於本郷馬場、不絶可有見分候、不時ニ若年寄中見分も可有之候間、可得其意候、

(20) 同右。

(21) 拙著第一章。

(22) 「有徳院殿御実紀」によると（「徳川実紀」第八卷）、享保六年（一七二二）二月十五日に徒頭長田元隣が、同年九月二十一日に小性組番頭玉虫茂雅が吉宗の鷹狩において鳥を射止めたとあるが、後者の記事には「これ御供弓のはじめなり」とある。つまり「有徳院殿御実紀」の場合には番士が鳥を射止めることを「御供弓」としているわけであるが、「有徳院殿御実紀附録」（「徳川実紀」第九卷）には「御狩の時近習。諸番の士。弓矢を帯して陪従し。鳥射て御覽せさする事も此御時より始れり。」とあり、当人の役職に限らず、鷹狩の際に鳥を射止めることをもって「御供弓」としている。詳細は拙著付論参照。

(23) 「私録」内「弓馬并水稽古」。

- (24) 享保八年(一七二三)に若年寄となり、翌年に西丸若年寄に転じている。
- (25) 享保十七年(一七三二)三月一日から延享元年(一七四四)十一月十九日まで西丸若年寄を務める。ただし「寛政重修諸家譜」には水野忠定や板倉勝清、松平乗賢のように、「御鷹の事」云々といった記述は無い。
- (26) 勝清はそれ以前にも弓術上覧に関する指示や狩獵に関する指示などを出しているが(表2 No.82・84・90)、3点のうち2点は勝清が月番であった月の記事であるので「武芸掛若年寄」としての事例ではない。
- (27) 拙著第二章。
- (28) 「柳営日次記」(国立公文書館所蔵) 享保九年四月十五日の条。
- (29) 今村嘉雄『修訂十九世紀に於ける日本体育の研究』第二篇第二章(第一書房、一九八九)。
- (30) 拙著第一章。
- (31) 仮に番頭が武芸見分を怠っていた場合、番士は武芸の稽古を怠るようになるが、そうした怠慢からくる番士の技量の低さは吉宗が武芸上覧を実施する際に露顕し、番頭が武芸見分を怠っていたということも明らかになる。それは番頭にとって絶対に避けるべき事態である。吉宗は武芸上覧を繰り返すことで番頭に武芸見分を、番士に武芸稽古を促したのである。詳細は拙著第一、三章参照。
- (32) 小倉宗「第二章 將軍吉宗の改革政治」(村和明・吉村雅美編『日本近世史を見通す』第二巻所収、吉川弘文館、二〇二四)。

(二〇二四年三月五日受理)

表1 若年寄による武芸見分

将軍	年	月	日	見分種別	見分をした 若年寄	月番の 若年寄
綱 吉	元禄16 (1703)	3	6	弓術	本多正永	井上正峯
		3	19	弓術	加藤明英	井上正峯
		3	27	馬術	本多正永	井上正峯
		4	5	馬術	井上正峯	本多正永
		5	10	馬術	本多正永	加藤明英
		9	3	馬術	稲垣重富	加藤明英
		9	10	馬術	本多正永	加藤明英
		9	29	弓術	本多正永	加藤明英
		10	4	弓術	加藤明英	井上正峯
		10	7	弓術	稲垣重富	井上正峯
	宝永2 (1705)	閏4	5	馬術	加藤明英	稲垣重富
		閏4	9	馬術	井上正峯	稲垣重富
		閏4	11	馬術	永井直敬	稲垣重富
		9	29	馬術	永井直敬	井上正峯
		10	2	馬術	久世重之	加藤明英
		10	4	馬術	稲垣重富	加藤明英
10		7	弓術	永井直敬	加藤明英	
家 宣	宝永6 (1709)	9	2	弓術	加藤明英	加藤明英
		9	12	馬術	加藤明英	加藤明英
	宝永7 (1710)	閏8	3	弓術(先手組)	久世重之	加藤明英
		閏8	5	弓術(先手組)	大久保教寛	加藤明英
		閏8	8	弓術(先手組)	永井直敬	加藤明英
	宝永8 (1711)	4	5	弓術	久世重之	久世重之
		4	13	馬術	久世重之	久世重之

『徳川実紀』第六・七卷『寛政重修諸家譜』『江戸幕府諸役人御用番名鑑』より作成した。

表2 「私録」内の狩獵・武芸に関する記事一覧

No.	将軍	年	月	日	内容	私録	記事中の 若年寄	月番
1	家継	正徳6 (1716)	2	29	番頭による弓術・馬術見分実施に関する訓戒・指示	⑥-1	鳥居忠英	×
2		享保2 (1717)	5	3	鷹狩に供奉する両番の装束等に関する伺・指示	③-1	大久保常春	×
3			5	7	鷹狩供奉に関する指示	②-1	大久保常春	×
4			5	9	鷹狩に供奉する際の役割等に関する指示	②-2	大久保常春	×
5			5	9	鷹狩の供奉に関する指示	⑦-36	大久保常春	×
6			5	10	鷹狩に供奉する番頭等の供の扱いに関する指示	②-4 ⑦-4	森川俊胤	○
7			7	9	番頭による弓術・馬術見分の実施状況の確認	⑥-3	大久保常春	○
8			7	25	早朝から鷹狩がある際の供揃に関する指示	②-5	大久保常春	○
9			11	6	御成の道筋で火事が起きた場合の指示	⑧-6	大久保常春	×
10			11	23	御成の道筋で火事が起きた場合の指示	⑧-7	大久保常春	×
11			吉宗	享保3 (1718)	1	21	鷹狩の際に火事が起きた場合の指示	⑧-8
12	1	24			鷹狩の際の菅笠着用に関する指示	②-6	—	—
13	12	10			鷹狩還御の供奉に関する指示	⑦-6	大久保常春	×
14		享保4 (1719)	4	4	鷹狩の際の膳所勤番に関する指示	②-7	—	—
15			5	23	番士の馬術不出精についての吉宗の訓戒伝達	⑥-4	石川総茂 若年寄列座	○
16			7	25	御狩場で急病人が出た場合の指示	⑦-7	大久保常春	○
17			9	6	鳥を射落とせる技量の番士の氏名書上に関する指示	⑥-5	大久保教寛	○
18			1	28	馬術見分の成果報告の指示	⑥-6	大久保常春	○
19		享保5 (1720)	2	19	馬術上覧に参加させる番士の指名と上覧に関する指示	⑥-7	石川総茂	○
20			3	18	鷹狩の際の先番・供番に関する指示	②-8	大久保常春	×
21			4	9	先月の鷹狩の火事の際、忌中にもかかわらず駆けつけた番士への褒詞を伝達	⑧-10	大久保常春	○

No.	將軍	年	月	日	内容	私録	記事中の 若年寄	月番
22	吉 宗	享保5 (1720)	5	1	馬術見分に関する伺・指示	⑥-10	大久保常春	×
23			5	20	新設の馬場での馬術稽古・馬術見分に関する指示 ※大番頭も対象	⑥-8	大久保常春 ※老中同席	×
24			5	22	新設の馬場での馬術見分に関する指示 ※大番頭・新番頭・納戸頭も対象	⑥-9	大久保常春 ※老中同席	×
25			6	23	馬術見分実施の励行 ※事前に大番頭からの伺もあり	⑥-10	大久保常春	×
26			8	10	鷹狩の際に火事が起きた場合の伺と回答	②-9	大久保常春	×
27			享保6 (1721)	12	28	御供弓開始につき候補者選出の指示	⑥-11	大久保常春
28		享保7 (1722)	1	20	御供弓の番士の急な変更に関する指示	⑥-14	大久保常春	×
29			3	9	番士の乗馬技術向上に対する吉宗からの褒詞伝達	⑥-15	石川総茂	×
30			3	17	騎馬勢子の集合時刻などに関する指示	⑥-17	不明	—
31			4	11	鷹狩の日に雨が降った場合の指示	②-11	大久保常春	×
32			9	4	騎馬勢子の稽古実施に関する指示	⑥-18	大久保常春	○
33			9	7	鷹狩の際に火事が起きた場合の指示	⑧-12	大久保常春	○
34			享保8 (1723)	3	16	猪狩の勢子の募集の指示	②-12	大久保常春
35		3		17	猪狩の供奉をする組名の報告	②-13	大久保常春	○
36		8		12	騎馬勢子を勤める番士の選出の指示	⑥-19	大久保常春	×
37		9		3	騎馬勢子の羽織等に関する指示	⑦-11	大久保常春	○
38		11		7	御狩場で酒肴を下賜された組頭の御礼に関する指示	②-14	大久保常春	×
39		享保9 (1724)	4	29	惣領番入に際し武芸見分等の実施の指示	⑦-14	大久保常春	×
40			閏4	14	騎馬勢子の乗る馬が猪に馴れているかの確認	⑥-21	大久保常春	○
41			9	25	世嗣家重の騎馬勢子上覧に参加した組への慰労に対する御礼に関する伺・指示 ※褒詞の御礼は大久保常春へ	⑥-22	大久保常春	×

江戸幕府武芸奨励と若年寄
 -「武芸掛若年寄」についての考察-

No.	将軍	年	月	日	内容	私録	記事中の 若年寄	月番	
42	吉 宗	享保10 (1725)	3	11	鷹狩の際に火事が起きた場合の指示	⑧-20	大久保常春	○	
43			4	1	世嗣家重の鷹狩の際に火事が起きた場合の指示	⑧-21	松平乗賢 (西丸若年寄)	—	
44			5	—	弓術見分(遠的)の実施と成果報告の指示	⑥-23	大久保常春	×	
45			5	10	御供弓を勤める番士の指名 ※No47(⑥-23)の報告に基づく	⑥-24	大久保常春	×	
46			8	17	遠的上覧に先立ち参加者への稽古の指示	⑥-25	大久保常春	×	
47			10	3	弓術稽古場(遠的稽古場)設置と稽古励行の指示 ※事前に大久保常春の吟味あり	⑥-26	大久保常春	○	
48			10	9	御供弓を務める番士に関する指示	②-15	大久保常春	○	
49			10	22	弓術稽古場(遠的稽古場)受取の報告	⑥-28	大久保常春	○	
50			12	18	白鳥を射止める技量の番士氏名の報告を指示	⑥-29	大久保常春カ	×	
51			12	19	白鳥を射止める技量の番士氏名の報告	⑥-30	大久保常春	×	
52			12	26	御供弓の番士に褒賞授与の通知	⑦-18	大久保常春	×	
53			享保11 (1726)	2	10	騎射見分の成果報告	⑥-32	大久保常春	×
54				2	11	騎射稽古を望む番士の氏名報告	⑥-33	大久保常春	×
55				2	24	馬を所持する番士の氏名報告を指示	⑥-34	大久保常春	×
56		4		28	小金原鹿狩で勢子を勤めた番頭への褒詞	⑦-20	大久保常春 ※老中同席	○	
57		5		27	騎射出精の番士への褒詞に関する伺と回答	⑥-35	大久保常春	×	
58		8		14	番士惣領の武芸吟味に関する指示	⑦-21	不明	—	
59		9		6	世嗣家重の鷹狩の際に火事が起きた場合の指示	⑧-22	松平乗賢 (西丸若年寄)	×	
60		10		25	騎射上覧参加者への褒賞についての御礼 ※御礼は老中・若年寄に対して	⑥-36	月番若年寄 老中・若年寄	○	
61		享保12 (1727)		閏 1	13	弓術見分(遠的)の成果報告の指示	⑥-37	大久保常春	×

No.	將軍	年	月	日	内容	私録	記事中の 若年寄	月番	
62	吉 宗	享保12 (1727)	閏	1	16	弓術見分の実施と成果報告の指示	⑥-38	大久保常春	×
63			閏	1	18	弓術見分に関する指示	⑥-39	大久保常春	×
64			2	1		弓術見分の成果報告	⑥-40	大久保常春	×
65			2	27		御狩場での騎射上覧実施の申渡	⑥-41	大久保常春	×
66			3	2		番士の息子を対象とする弓術見分実施の指示 ※大番頭も対象	⑥-42	大久保常春	○
67			3	18		番士の弓術見分の成果報告 弓術見分に参加した番士の息子の氏名報告	⑥-43	大久保常春	○
68			3	20		番士の息子を対象とする弓術見分の成果報告	⑥-44	大久保常春	○
69			4	9		弓術見分に関する指示	⑥-45	大久保常春	×
70			8	13		弓術上覧に関する指示	⑥-46	大久保常春	×
71			8	13		弓術上覧参加者への褒賞がある旨の申渡と御礼 ※御礼は老中・若年寄に対して	⑥-47	大久保常春 老中・若年寄	×
72			10	6		御供弓の拡充と人選に関する指示	⑥-49	大久保常春	×
73			11	1		「奥之衆」による弓術見分実施の通知 ※三番頭・新番頭に対して	⑥-51	太田資晴	×
74			3	28		番士惣領の武芸吟味に関する伺・指示	③-25	太田資晴	○
75			7	19		御成先にて水泳・水馬を希望する者の調査・報告の指示	⑥-53	水野忠定	×
76			7	27		水泳・水馬上覧参加者の指名	⑥-54	水野忠定	×
77			7	27		水泳・水馬の稽古希望者の調査・報告	⑥-55	本多忠統	○
78			8	4		水馬上覧参加者の指名	⑥-56	水野忠定	○
79			1	7		弓術上覧に関する指示	⑥-57	太田資晴	×
80			1	8		御供弓による褒賞授与者の調査・報告の指示	⑥-58	水野忠定	×
81			6	18		水稽古中の事故と事後処理に関する伺と回答	⑩-15	太田資晴	○
82	10	19		弓術上覧に関する指示	⑥-59	板倉勝清	×		
83	7	7		狩猟の際に火事が起きた場合の指示	⑧-23	老中	×		

江戸幕府武芸奨励と若年寄
 -「武芸掛若年寄」についての考察-

No.	将軍	年	月	日	内容	私録	記事中の 若年寄	月番
84	吉宗	元文元 (1736)	8	16	鷹狩供奉の交代に関する指示	②-21	板倉勝清	○
85			8	27	鷹狩供奉の際の装束等に関する指示	②-22	小出英貞 (西丸若年寄)	×
86			9	3	勢子を勤める組の供奉に関する指示	②-23	西尾忠尚	○
87			9	24	御狩場で宿泊する際の供奉の組の規模に関する指示	②-24	小出英貞 (西丸若年寄)	×
88			9	26	狩猟の際に火事が起きた場合の指示	⑧-24	小出英貞 (西丸若年寄)	×
89		元文2 (1737)	1	25	世嗣家重による弓術上覧実施の通知と参加者の指名	⑥-61	水野忠定 (西丸若年寄)	×
90		元文5 (1740)	4	3	狩猟の供奉に関する指示	⑦-30	板倉勝清	○
91			閏7	14	世嗣家重の鷹狩の際に火事が起きた場合の指示	②-25	水野忠定 (西丸若年寄)	×
92			8	6	世嗣家重の鷹狩の際の供奉に関する指示	②-26	水野忠定 (西丸若年寄)	○
93			寛保3 (1743)	4	16	騎馬勢子候補の番士選別に関する指示	②-27	西尾忠尚
94	延享元 (1744)	11	2	騎馬勢子を勤める組の変更伺・指示	③-42	板倉勝清	○	
95	家重	延享2 (1745)	10	8	大御所吉宗の狩猟に御供弓を出したいとの伺と回答	⑥-65	堀田正陳	○
96		寛延元 (1748)	9	11	大御所吉宗の狩猟の御供弓・供奉に関する指示	②-31	不明	—
97			10	16	鷹狩供奉に際しての番頭の配置に関する伺 ※回答の記載無し	③-70	—	—
98		宝暦9 (1759)	3	19	弓術見分の場所に関する伺と回答	⑥-66	小堀政峯	○
99		宝暦10 (1760)	7	2	水馬上覧実施の通知と参加者選出の指示	⑥-68 ⑦-36	水野忠見	○
100	宝暦11 (1761)	8	24	御供弓候補の西丸附番士の氏名書上に関する伺・指示	③-55	松平忠恒	○	
101	家治	宝暦12 (1762)	3	24	御狩場での弓術上覧に参加する番士の指名 ※五番方番士を対象	②-28	水野忠見	○
102			8	28	弓術稽古場新設に関する伺・指示	③-58	小出英持	○
103			9	21	弓術上覧に関する伺と回答	⑥-70	水野忠見	×
104			12	18	西丸附番士からも御供弓を出すように指示	⑦-38	小出英持	○

No.	将軍	年	月	日	内容	私録	記事中の 若年寄	月番
105	家治	宝暦12 (1762)	12	24	西丸小性組の御供弓に関する伺 と回答	⑥-71	小出英持	○

- ・「御小姓組方例書私録」『寛政重修諸家譜』『江戸幕府諸役人御用番名鑑』から作成した。
- ・「私録」の行は拙稿「御小姓組方例書私録（一）」および今後発刊予定の続編で使用する番号に対応している。
- ・「月番」の行は「記事中の若年寄」と一致する場合は「○」、一致しない場合は「×」とした。

表3 「武芸掛若年寄」の一覧

若年寄氏名	補職年月日	転・免年月日	「武芸掛若年寄」 任命年月日	備考
大久保常春	正徳3 (1713) 8 3	享保13 (1728) 5 7	享保元年(1716) 7月22日	
水野忠定	享保8 (1723) 3 6	寛延元 (1748) 6 26	享保13年(1728) 5月12日	享保20/ 6/ 5より西丸 延享2/ 9/ 1より本丸
板倉勝清	享保20 (1735) 6 5	宝暦10 (1760) 4 1	延享元年(1744) 10月2日	
水野忠見	宝暦8 (1758) 9 28	安永4 (1775) 8 19	明和4年(1767) 10月17日	宝暦8/ 9/28 ~同10/ 4/ 1西丸

- ・「御小姓組方例書私録」『寛政重修諸家譜』『徳川実紀』第八巻から作成した。